

ねっと群文協

2004.5.20

目 次

古文書から知る妙義山・妙義神社	1	平成15年度古文書等保存活用研修会の開催	6
平成15年度公文書等保存専門講座の概要	2	情報コーナー	8
平成15年度視察研修会(中之条町)の開催	4		

古文書から知る妙義山・妙義神社

妙義町総務課課長補佐 神 宮 洋

妙義神社は、奇岩と怪石で名高い妙義山の東山麓にあり、創建が「宣化二年（537）」にまで遡ると伝えられており、深い杉木立のなかに鎮座しています。妙義山・妙義神社の祭神は、白雲山（妙義神社）、金銅山（中之嶽神社）、金鷄山（菅原神社）のそれぞれの三神社の祭神を合祀したものと考えられております。長い歴史に育まれた妙義神社では、多くの貴重な宝物を、今に受け継いできました。国指定の重要文化財「紙本着色地蔵菩薩靈験記」は、地蔵靈験の物語絵巻としては、我が国最古という貴重なものであります。

そもそも「妙義」という地名は、峨々たる妙義山の山容を表現したもので、「明魏」と名付けたものを、慶安元年妙義神社の社領として妙義町を置いたことから「妙義」の地名が始まったと伝えられております。

妙義地域の村々は、中山道と下仁田道の二つの大きな街道にはさまれ、また妙義山・妙義神社という参詣地があり、多くの人々やものが行き交い、情報も流れところでありました。しかし、妙義町に残されている「通行手形」は、わずか14枚でその殆どは妙義山御殿が発行したもので、行き先も殆どが信州の小諸宿、追分、佐久八幡、松本宿といったところで、中には善光寺、伊勢詣のものもあります。そのほか、名主の発行した「往来手形」が1通あり、これは諸国の寺社参拝や回国のための手形で、氏名、旅行目的、道中の保護を明記したもので、旅の難儀さを示すものであります。

下仁田道の通行者は、中山道の脇往還として寺社詣の往来が多かったといわれており、西牧関所を通

過した者5,650人のうち、仏詣・社参の者が1,912人で最も多く、その中でも妙義詣が1,048人と55.8%を占めております。妙義詣は、道しるべ、紀行文、往来物、商家高名録などを見て中山道を経由して来る者が多いと考えられ、これほどの参詣人、講人を集める妙義神社のにぎわいは想像以上のものがあります。また、妙義山には数多くの文人が訪れ、その山容と風景を愛でて多くの作品を残しております。「妙義千軒」という言葉があるように、参詣者目当ての旅籠屋、木賃宿、土産店などが多数あったことが現存する史料により知ることができます。このように古文書は、地域の歴史や風土を知る上で重要な役割を果たしております。

町の古文書の多くは、ほとんど個人が所有するもので、その保存の仕方によっては、失われてしまうことも危惧されております。また、公文書についても、戦争や市町村合併時に多く廃棄された経緯があり、そして平成の合併において更に廃棄されてしまうことも考えられます。保存場所等の問題もあり、全てを保存する事は不可能ではありますが、整理・保存の選択基準を明確にし、歴史的資料として保存を考えていかなければならぬと思います。



国の文化財に指定された「紙本着色地蔵菩薩靈験記」

平成15年度公文書等保存専門講座の概要

平成15年11月14日(金)、県立文書館と共に研修会である「公文書等保存専門講座」が県立文書館研修室において開催されました。今回の講座は、埼玉県地域史料保存活用連絡協議会(略称、埼史協)との合同研修会も兼ねており、双方から報告が行われました。当日は県及び16市町村19所属から計27名の参加があり、埼史協からは、23名の参加がありました。講座は以下のような内容で行われました。

- ・報告①「群馬県内市町村の
公文書等の保存について」
(報告) 群馬県立文書館 公文書古文書G
佐藤里恵
- ・報告②「さいたま市の事例について」
(報告) さいたま市総務部市政情報課
島村芳宏氏
- ・報告③「全国の県史料協の取り組みについて
—埼史協を中心に—」
(報告) 埼史協事務局
新井浩文氏
- ・情報交換・意見交換

□ 講 座 □

報 告①

「群馬県内市町村の公文書等の保存について」

1. 群馬県の市町村数の推移
1,265村(明治元年)から69市町村(平成15年)
2. 調査方法
県内文書の保存・管理の実態を把握するため、県内69市町村を対象として、アンケート調査を行った。
3. アンケートの集計結果とまとめ
①市町村で管理されている文書の時代は、昭和戦前・戦中期の文書は残存状況が他と比較して多少低い。
②市町村合併(明治・昭和)前の文書の残存状況
「合併前文書あり」と「合併前文書なし」がほぼ同数。78町村(旧町村数)分保存されている。
③文書の管理・保存の現状

現用文書・非現用文書・合併前の旧市町村の公文書・市町村史誌編さん収集資料・古文書の5種類の文書について、管理部署・保存場所・保存理由・保存文書量の4観点で調査。

④今まで行った文書の廃棄

「文書管理規程の保存期間満了文書」と「文書管理規程の運用開始時に整理した文書」を廃棄したとの回答が多い。

⑤現在行っている文書の廃棄

文書廃棄時の収集は、「収集している」が21回答、「収集していない」が29回答。

⑥文書の整理・閲覧

整理は、「箱に収納、棚に排架」が広く行われている。

⑦文書管理全般について工夫点と問題点

4. 市町村の文書管理の事例

- ①古い公文書の保存と廃棄公文書の収集を行っている事例
- ②廃棄公文書の収集も盛り込んだ文書管理規程を制定し、文書管理マニュアルを作成中である事例

報 告②

「さいたま市の事例について」

1. 合併協議組織の仕組み

合併推進協議会 合併や政令指定都市等に関する協議を行う。

幹事会 協議会に提案する事項の協議・調整
専門部会 分科会を設置し、その下に事務研究会を設置。制度の構築、予算措置、条例規則の整備等、実施体制や調整案の検討・決定。

分科会 合併まで事務研究会が進める新事業の構築作業を管理、監督。合併後の組織を検討。

事務研究会 事務事業の課題を抽出、対応策を協議、分科会に報告、新事務事業構築作業を行う。

2. 合併協議の内容

- 総務専門部会文書分科会の構成事務研究会
①文書管理、②情報公開、③法規・公平委員会
④市史編さん、⑤庶務、⑥地方分権・事務移譲

3. さいたま市の史料保存事業の現況と課題

さいたま市市政情報課史料係事務事業

①市史等刊行 ②古文書等の収集・整理・保存

③行政文書等の収集・整理・保存

④歴史史料のマイクロフィルム撮影

⑤刊行物頒布 ⑥公文書館建設 ⑦歴史史料閲覧

さいたま市文書管理規則－歴史資料の引き継ぎと

通知－

第44条 文書主管課長は、毎年度末日までに、廃棄を予定している文書の目録を歴史資料担当課長に送付するものとする。

2 歴史資料担当課長は、前項の規定により廃棄を予定している文書の目録の送付を受けたときは、その内容を調査し、市の歴史資料と認められる文書については、課長から引き継ぐことができる。

第45条 歴史資料担当課長は、歴史資料の引き継ぎをうけるときは、歴史資料引継通知書により当該引き継ぎをする課長に通知するものとする。

2 歴史資料担当課長は、前項の規定により歴史資料の引き継ぎが完了したときは、歴史資料引継報告書により文書主管課長へ報告するものとする。



報告終了後の情報交換

報 告(3)

「全国の県史料協の取り組みについて

－埼史協を中心にして－」

はじめに

・埼史協について

・全国の県史料協設立状況について

1. 全国の取り組み状況について

市町村合併に伴う公文書等保存問題への取り組み動向（平成13年～平成15年11月）

2. 埼史協の取り組み状況について

市町村合併に伴う公文書等の保存について（埼

玉県内各市町村長あて）

主な県内自治体の有期限文書廃棄規程における歴史資料の取り扱い

むすびにかえて

・今後の取り組みの方向性

・市町村立公文書館の設立に向けて

□ 参 加 記 □

◆公文書等保存専門講座に参加して

持田一浩（前橋市総務部行政管理課）

今回の講座は、市町村合併に伴う公文書等の保存に関する問題をテーマとして埼玉県地域史料保存活用連絡協議会（略称：埼史協）と合同で開催されました。

今回は、群文協及び埼史協からの報告のほか、合併におけるさいたま市の事例について、合併の際に公文書等の保存に直接携わった方から報告がありましたが、本県でもいくつかの市町村で合併協議が行われている時期もあり、大変興味深い内容で、とても貴重なお話をうかがうことができました。

他県で公文書等の保存に携わる方々のお話を直接聞くことができる機会は滅多にないことですので、今回の講座のこうした試みは、とても有意義であったように思います。

昭和の市町村合併から約50年が経過し、従来の市町村の区域を超えた行政需要もますます増大する中で、平成の市町村合併と呼ばれる市町村合併が全国各地で行われています。

市町村の合併の特例に関する法律が失効する平成17年3月31日を目前に控え、現在前橋市においても、前橋広域圏の町村との合併に向けて、着々と準備が進んでいます。

市町村合併は、新たな市町村のスタートでありますが、合併前の地域において育まれてきた歴史、文化、伝統などは、貴重な財産として守っていくべきものであり、われわれの子供たちや孫たちに、きちんと伝えていかなければなりません。

今回の講座を受講して、特に我々公文書等の保存に直接携わる職員が、広い視点に立って市町村合併の事務に取り組むことにより、合併前の市町村で受け継がれてきた公文書等の貴重な財産を失うことのないよう、万全を期して合併に臨む責任があることを感じました。

平成15年度視察研修会(中之条町)の開催

■ 観 察 研 修 会 ■

平成15年12月11日(木)午後1時30分より、中之条町歴史民俗資料館において、平成15年度公文書等保存施設視察研修会が開催され、県及び11市町村から19名が参加しました。当日は以下の次第で進行しました。

○あいさつ

- ・秋池会長代理 横澤修一県立文書館副館長

○事前説明

(中之条町歴史民俗資料館 唐澤定市館長)

- ・中之条町歴史民俗資料館の概要
- ・新館の落成と収蔵庫
- ・資料の収蔵と整理

○館内見学

- ・展示研修施設(新館)
- ・資料館本館

○閉会あいさつ

- ・関本寿雄大泉町教育委員会スポーツ文化振興課
主査

□ あ い さ つ □

今年度の視察研修は、中之条町歴史民俗資料館のご協力を得て実施することになった。お礼申し上げたい。本館は開館20周年にあたり、展示研修施設の新設を行ったとのこと。各市町村においても、本日の視察研修を今後の参考にしていただければ幸いであります。

□ 事 前 説 明 □

中之条町歴史民俗資料館の開館の経緯については、中之条町が吾妻郡東部の盆地(中之条盆地)の中央にあり、昔から交通・交易の中心となっており、明治18年、吾妻第三小学校が開校し、現在の本館の建物がそれである。この建物は、大正7年には役場庁舎となった。昭和30年、4ヶ町村が合併し今の中之条町となり、役場庁舎が南の地に新設移転された。

昭和53年、役場庁舎の立て替えにあたり、この建

物を取り壊して建設することも計画されたが、県内にも数少ない擬洋風学校建築として県重要文化財に指定され、歴史民俗資料館として活用されることになった。そして、昭和57年11月に開館した。今年満21年が経過した。

旧事務研修棟は、役場時代からの建物(議会として使用)で老朽化が進み、冷暖房がなくトイレも男女共用など今の時代に即応することが難しくなったため、平成14年度に改修し新館の建設が始められた。新館は、展示研修施設として鉄筋コンクリート一部2階建てで床面積は約200坪、特徴としては樹齢400年のケヤキの木(町の木)を建物の一部に取り込むとともに、エレベーターや車いすトイレの設置、段差の解消などに配慮した。建物建設費は約1億8千万円、展示ケースなどの備品購入費等を加えると約2億7百万円がかかった。財源は、起債で約1億4千万円を確保し、ふるさとづくり支援事業費補助金を5百万円いただいた。他に外構工事等に約2千8百万円がかかった。

現在の職員は4名(うち2名が正規職員)、月曜休館、年間約1万人の来館者(1日約30人強)がある。展示は、企画展は年3回、今回の新館落成に合わせ、常設展示は編年順(年代順)とした。収蔵資料は約3万点、そのうち約6千点を常設展示公開している。数年前には県道からの新入路の道路の拡幅、今回の展示研修施設の新設、外構工事により駐車台数の増加が図られ、利用者の便が図られてきている。また、団体見学者には展示ガイド(説明)を行っている。

収蔵資料については、コンピュータで管理しており、現在は本館裏の旧役場の倉庫で保管しているが、古文書については新館の収蔵庫で、行政文書についてはこの倉庫を使う予定である。

□ 館 内 見 学 □

○展示研修施設(新館)

- ・研修室……長机3人掛けで70名程度収容可能。
- ・倉庫……動物の剥製や実物資料を保管。
- ・荷解室……未整理の民具等が置いてある。

- ・収蔵庫……1年ほど建材の臭いをとるためまだ何も入れていない。木製の棚、手動の集密書架。古文書の収蔵庫として利用予定とのこと。
- ・ロビー……一角に喫煙スペース(集煙機設置)あり。ロビー、エントランスホールはガラス張りとなっており、ケヤキの大木、遠く岩櫃山が望める。
- ・事務室……監視カメラ(館内4ヶ所に設置)のモニターあり。
- ・図書・研究室……作業机(スペース)と図書保管用の手動の集密書架あり。
- ・企画展示室……仕切で4分割が可能。壁際の固定展示ケース、移動可能な展示ケースあり。

○資料館本館

新館とは連絡通路で繋がっている。展示順路は、2階東から西→1階西から東。暖房はストーブ、冷房は扇風機。

□閉会あいさつ口

○大泉町教育委員会スポーツ文化振興課 関本主査

本日、中之条町歴史民俗資料館及び唐澤館長様には、ご多忙のところ懇切丁寧な説明及び見学をさせていただき誠にありがとうございました。市町村では現在、市町村合併に向けて文化財関係を含めた事務事業のすり合わせ等を行っているところもあります。また、現在の財政状況などから、新たな施設の建設については難しい状況にありますが、本日の中之条町歴史民俗資料館のように既存施設の活用等の方策については考えていく余地があるのではないかと思います。



唐澤館長による事前説明

□参 加 記 □

◆公文書等保存施設視察研修会に参加して

壁 伸明 (松井田町教育委員会)

私は「松井田町文化財資料室」という旧役場庁舎で執務しております。この建物は、昭和31年に「白井晟一」という著名な建築家の設計により建てられ、当時大きな話題を呼んだものです。当資料室は現在のところ何の指定・登録にもなってはおりませんが、建築関係の方が時々建物の見学に見えます。3年前より旧議場を展示コーナーとして考古資料の常設展示を行い、一般に開放してきました。また、古文書の保管・管理も行っています。似たような状況下にある中之条町歴史民俗資料館は、どのような形で県指定重要文化財の建物や、考古資料・民俗資料・古文書等を保存・活用しているのか興味を持って参加させていただきました。

まず最初に唐澤館長より館の概要や完成して間もない新館などについての説明をいただきました。中之条町歴史民俗資料館の歴史や、県指定の建物をより活用するという方向性のもとで新館が建設されたことがよく分かりました。その後、実際に館内を見学させていただきました。新館は庭の櫻の古木が望める明るい造りで、トイレ・エレベーターなどバリアフリーを基本としていました。木をたくさん使用した収蔵庫、県指定の建物と新館の連結部分の構造などもたいへん参考になりました。また、資料館内の展示資料の内容・点数が充実していることに驚かされました。

今回の研修会では、現存する文化的価値の高い建物を利用してのすばらしい展示・収蔵の現状を視察でき、たいへん有意義でした。いただきました多くの御教示を今後の業務に活かしていきたいと思います。

平成15年度古文書等保存活用研修会の開催

平成16年2月6日(金)午後1時30分より、群馬県立文書館において平成15年度古文書等保存活用研修会が開催され、県及び市町村から22名が参加しました。内容は以下のようなものでした。

■ 会長あいさつ ■

- ・本日のテーマは、今日的課題に関するので、少しでも実務にお役立ていただきたい。
- ・政府も文書の保存、活用に本格的に乗り出しているので、追い風にできればと考えている。

■ 研 修 ■

(1)報告 1:「群馬県立文書館における 史料検索システムの設計と運用」

講 師: 文書館公文書・古文書G 今井啓介

- ①はじめに
 - 国立の公文書館や史料館等の施設では、すでにインターネットによる目録公開を展開しているが、県立の文書館施設では群馬県は先駆的。
 - 全国規模の史料検索システムの構築には、データベースのフォーマットの統一が問題。現在の技術ならば、フォーマットを完璧に統一しなくとも、システム構築ができる可能性があると思われる。業者との連携が必要。
 - 内閣官房長官の下に、史料保存・活用に関する研究会、懇談会を設置。国も本腰を入れて取り組み始めている。先進国といわれる国の中では、日本は最も遅れている。
- ②群馬県立文書館史料検索システムの設計理念
 - これまで蓄積してきた収蔵文書等の目録データを一元管理。
 - 閲覧者には、史料検索時間の大幅短縮が見込め、さらに、自宅で下調べをした上での来館が可能になる。問い合わせ等にも迅速に対応ができるようになるなどのサービス向上。
 - 展示や講座資料の選定、閲覧者・講座受講者データ管理、利用者統計などで業務効率の向上。
- ③開発スケジュール
 - 平成8年度からコンピュータ化検討を開始。緊急雇用対策特別基金により、未入力データの入力作業を委託し、検索システムプログラム開発委託、機器導入などを経て、平成15年度4月から閲覧者用検索システムの一部を稼働。同時にインターネットにより一般公開も開始した。
 - ④開発費用と保守費用
 - 開発には、膨大な金額がかかるとともに、完成後のプログラムの保守、ネットワーク管理等の委託契約、使用している市販ソフトのバージョンアップやプリンタのインク代等のランニングコストも発生するため、綿密な予算計画が必要。
 - ⑤システムの構造
 - HTMLによるWEBページMS-ACCESSのデータ処理により、PostgreSQLで組んだサーバ内にデータを格納する構造。
 - データベース構築部分と業務電算化部分に分かれるが、そのほとんどがWEBページにより入力等を行う形。MS-ACCESSによるのは、既存データの一括入力と帳票出力に限った機能。
 - ⑥館内のネットワークとインターネット
 - 管理用サーバ、インターネット公開用サーバ各1台。クライアント6台、内1台は閲覧者用。
 - セキュリティー用ファイアウォールを導入。
 - 今後、県庁ネットワークや全国規模の史料検索ネットワークとの連携も想像できる。
 - ⑦運用上の課題
 - 個人情報等の管理を行っていたり、未公開の目録管理も行っているので、セキュリティーについては細心の注意が必要。
 - 開発メンバーがいなくなつた後にもシステムの運用が可能なように、職員への講習等を継続していく必要がある。
 - 設計段階では想定できなかつた実務とのズレや業務の変更等によりシステムの変更を余儀なくされるケースもある。運用後のプログラム変更も見通しておく必要がある。

(2)報告2：「史料保存における

燻蒸作業の動向とIPM」

講師：文書館公文書・古文書G 水石理也

①はじめに

○オゾン層破壊物質の全廃と臭化メチルの使用禁止により、文化財燻蒸における代替薬剤の検討が急務である。

○同時に、薬剤だけに頼らない総合的有害生物管理（IPM）の導入が世界的に叫ばれている。

②群馬県立文書館における燻蒸

○すべての収蔵文書に対して受け入れ時に燻蒸。燻蒸作業は、燻蒸室において職員が実施。月に一度くらいのペース。その他に、行政文書の一括燻蒸（被覆燻蒸）を年一回行っている。

○当館の燻蒸設備は比較的新しく、ミニポンベタイプの薬剤を用いて職員が必要に応じて安全に実施できるので、大きな問題点はない。しかし、青焼きコピーと反応して発生するメルカプタン臭が強いことは、代替剤導入時においては避けたいところである。

③全国の歴史資料保存機関の状況

○全国的に代替剤の検討を行っているが、まだ結論を出しているところは少ない。現在のところ、酸化エチレン、ヨウ化メチル、酸化プロピレンを候補にあげているところが多い。

○現在の燻蒸の実施状況については、全館燻蒸、書庫燻蒸を実施している館と業者委託による一括燻蒸を実施している館が多く、館内で職員が実施しているところはやや少ない傾向である。

④まとめー今後の虫害対策と文書館ー

○酸化エチレン、ヨウ化メチル、酸化プロピレンの3種について、平成16年度以降、業者委託による一括燻蒸等で試験的に使用し、代替剤選定の参考とする予定。

○既存施設の改造が必要であり、薬剤によって費用も異なるので、考慮しなければならない。

○IPMを導入しても、虫害への対処法としての燻蒸は確保しなければならないが、過去の履歴と施設点検から、衛生管理体制の整備、日常点検の計画、研修及び外部との協力、害虫への対処法の確保までを検討し、できるだけ薬剤に頼らない有害生物対策をとっていきたい考え。

公文書や古文書の史料検索システムの導入は、ど

の市町村でも考えられることですが、システムの構成についてはそれぞれの保有史料や業務の形態などにあった、独自のものにしていく必要があるでしょう。また、検索システムのインターネット上への公開についても、県民、市町村民からの要望が強いと考えられます。文書館のシステム例が若干でもみなさんのヒントになれば幸いです。

燻蒸における代替剤の導入は、各市町村において業者委託時の薬剤選定などに役立つものと考えられます。IPMについては、史料へ目が行き届く体制を作ることが重要だという、文書保存における理念として話題にしていただきたいと思います。

□ 参 加 記 □

◆古文書等保存活用研修会に参加して

高橋 政充(吾妻町教育委員会生涯学習課)

今回の研修は「群馬県立文書館における史料検索システムの設計と運用」と「史料保存における燻蒸作業の動向とIPM」という、二つのテーマについて行われました。

報告1に関しては、平成17年度以降の電子県庁成立を考慮しての検索システムの構築やフォーマットの統一などとても興味深く聞くことができました。

当教育委員会においても、考古資料・民俗資料等の文化財のデータベースの作成や埋蔵文化財の発掘調査報告書のCD-ROM作成・データのネット配信化などを検討しており、ネットワークの構築・データベースの構造性の統一、運用上の課題などについても参考になる事例が多く、有意義な報告を聞くことができたと思います。

当町では、江戸時代から明治時代にかけての、町指定の古文書・区有の古文書など数多く残されており、その保存・活用が大きな課題となっています。そうした中で、報告2における「日常管理の重要性」については、管理体制・日常の清掃など職務上耳の痛い話となりました。また、同時に改善すべき問題点が明らかにされたものだと思います。

今回の研修会は、日常業務として「文書」を扱う私たちにとって、いろいろな示唆に富む研修であったと思います。そして、秋池会長が挨拶で述べられた「合併に際して、お互いに立場はあるが、行政の公文書が後世に伝えられるように…。」という言葉を忘れずに、今後の仕事にのぞみたいと思います。

情報コーナー

☆公文書をめぐる国の動向について

昨今、平成の大合併を控え、県内市町村でも合併問題が大きな話題となっておりますが、それに伴う公文書等の保存と管理が群文協にとって大きな関心事です。群文協においてもこの問題を講演会や研修会でたびたび扱ってきましたし、本会報上でも11、12号と市町村合併に伴う公文書の保存について取り上げております。

そこで今回の情報コーナーでは、国の公文書の保存と活用に関する動向(4月末現在)を簡単にご紹介します。

まず、昨年4月11日、公文書等は国民共通の財産であり、その体系的な保存と国民への利用に供することが重要な課題であるという趣旨から、「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用等のための研究会」が内閣府大臣官房長決裁により内閣府にて開催されることになりました。この研究会は、座長・座長代理各1名、5名の委員と1名のオブザーバー（国立公文書館長 菊池光興氏）からなり、慶應義塾大学教授 高山正也氏が座長を務め、計7回開催されました。5月から11月に開催された研究会では、我が国における公文書館に関する制度などの拡充と強化を図るための検討が行われました。

この研究会の成果に基づき、内閣府に「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」が昨年12月に設けられ、今年4月までに既に5回が開催

されています。座長・座長代理各1名と委員7名からなり、引き続き高山氏が座長を務め、オブザーバー2名が参加しています（国立公文書館長 菊池光興氏と総務省政策統括官 藤井昭夫氏）。この懇談会は現在も継続中で、我が国にふさわしい公文書等の管理、保存及び利用に係る制度の在り方を検討中です。また、内閣府が各府省に対して実施した「歴史資料として重要な公文書等の移管に関するアンケート結果」も公表されています（研究会・懇談会の動きについては内閣府のホームページを参考）。

こうした中、今年1月19日、小泉首相が第159回国会施政方針演説中の「将来の発展への基盤作り」において、「政府の活動の記録や歴史の事実を後世に伝えるため、公文書館における適切な保存や利用のための体制整備を図ります」と述べたことは、我が国の公文書館を巡る動きの中で極めて意義のあることと言えます。首相が施政方針演説中に公文書館について言及したことは初めてのことでした。

このような国における動向を踏まえても、都道府県・市町村も同様に公文書等の保存と活用の重要性がますます高まっていると言えます。市町村で作成・管理・保管されている公文書は、その地域の歴史を伝えるもので、地域の人々の歩んだ歴史の証です。今後、市町村合併が進行しますが公文書等が確実に地域で保管・継承されていくことが求められることとなります。

後記

◇本誌には、情報交換を図るため、各市町村の文書管理や文書保存についての情報（成功例だけではなく問題点や課題なども含めて）をお寄せいただきたいと考えております。原稿へのご協力をお願いいたします。

ねっと群文協 第13号 2004.5.20 発行

群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会

〒371-0801 前橋市文京町3-27-26

群馬県立文書館内

☎：027-221-2346 FAX：027-221-1628